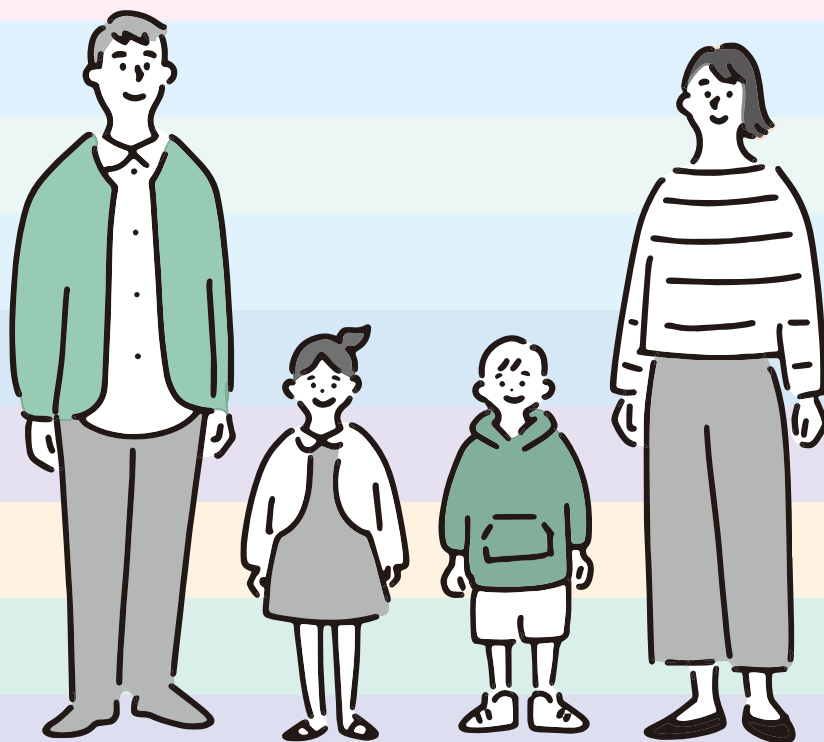


茨城町 第3期 子ども・子育て 支援事業計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

— 概要版 —



令和7年3月

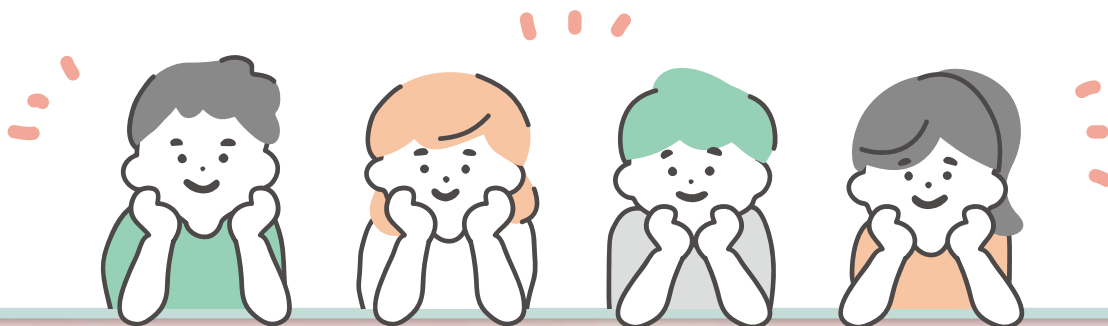
茨城町

第3期子ども・子育て支援事業計画について

- 本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、本町が推進する教育・保育と子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や関係業務の円滑な実施に関する計画です。
- また、次世代育成支援対策推進法における「市町村行動計画」に位置づけ、本町の子ども・子育て支援施策を一体的に推進します。
- 本計画は本町の最上位計画の「茨城町第6次総合計画」や関連する個別計画との整合を図り、策定しました。
- 計画の策定に際しては、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象とするニーズ調査（アンケート調査）を実施するとともに、子ども・子育て支援に関する関係団体の代表者、教育関係者、保育関係者、保護者等で構成される「茨城町子ども・子育て会議」において、計画の内容について協議しました。
- 本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

子ども・子育てをめぐる茨城町の現状

- 本町の総人口は減少傾向で推移しています。
- 年少人口（0歳～14歳）は緩やかに減少し、総人口に占める割合は10%を下回っています。一方、高齢者人口の割合は緩やかな上昇傾向にあり約36%となっており、少子高齢化が進行しています。
- 出生数は緩やかな減少傾向で推移しており、将来推計においても、0～11歳のこどもの数は減少傾向で推移すると見込まれます。
- 本町の女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は、国・県を上回る率で推移しており、働く女性の割合が高くなっています。
- 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果からは、希望がなかった場合の将来の就労状況について、「フルタイム×フルタイム」の割合が高まる一方、「専業主婦（夫）」の世帯の割合が低下するということになり、今後も教育・保育のニーズは高まることがうかがえます。
- 幼児教育・保育の状況について、教育ニーズである1号認定は減少傾向となっており、保育ニーズの2号認定は令和4年をピークに令和5年は減少に転じ、3号認定は令和3年をピークに減少に転じています。
- 小学生が利用する放課後児童クラブの利用者数は増加しています。
- 放課後児童クラブについては、より充実した運営を行うために、民間委託も視野に入れた検討を行うとともに、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両事業が連携することで、多様な子どもたちの関係を形成し、地域の人との関わりを体験できる安心で安全な居場所を提供します。



計画の体系

- 「子どもを安心して産み育てられる 夢と希望を未来へつなぐまち」を計画の基本理念とし、安心できる環境で子どもを産み育てられ、健やかに育った子どもたちが生涯この町で暮らしたいと思えるような、夢と希望にあふれ、温かみのある地域社会を目指していきます。

基本理念

子どもを安心して産み育てられる 夢と希望を未来へつなぐまち

基本目標 1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

基本方針 >>> 1 教育・保育施設の充実 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

基本目標 2 子どもの健やかな成長を促す支援

基本方針 >>>

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 5 児童の健全育成
- 6 教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置及び確保

基本目標 3 親子の健康の確保及び増進

基本方針 >>>

- 1 子どもや親の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療体制の充実

基本目標 4 子育てにやさしい生活環境の整備

基本方針 >>>

- 1 子どもの交通安全の確保
- 2 子どもを犯罪の被害から守る、安全・安心のまちづくりの推進
- 3 仕事と子育ての両立の推進

基本目標 5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進

基本方針 >>>

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 3 医療的ケアや専門的な支援が必要な児童等への支援及び教育の充実
- 4 外国につながる幼児等への支援及び教育の充実
- 5 不妊に対する支援

基本目標 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

基本方針 >>>

- 1 施設等利用給付の円滑な実施の確保

基本目標 1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

- 少子化の進行により子どもの数が減少しています。子ども自身が様々な年齢の子どもたちと交流し、互いに育ち合う機会が減少するなど、子育てをする環境が変化しています。
- 子どもが安心して育まれ、子ども同士が交流する中で育ち合い、健やかに成長できるよう乳幼児期の教育・保育を充実することが必要です。
- 子どもを安心して産み、ゆとりをもって育てられるよう、子どもや母親の健康を確保するとともに、子育て家庭が地域の支え合いを感じながら子育てができるよう地域における子育て支援を推進します。

幼児教育・保育

区 分			年 度	R7	R8	R9	R10	R11
幼稚園、認定こども園	1号	量の見込み(人)		98	94	87	84	82
		確保量(利用定員)		450	450	450	450	450
保育所(園)、認定こども園	2号	量の見込み(人)		370	357	336	325	319
		確保量(利用定員)		442	442	442	442	442
	3号	量の見込み(人)		202	196	202	195	186
		確保量(利用定員)		288	288	288	288	288

地域子ども・子育て支援事業

区 分			年 度	R7	R8	R9	R10	R11
利用者支援事業	量の見込み(こどもセンター型)			1	1	1	1	1
	確保方策(か所数)			1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	量の見込み(延べ人数)			4,626	4,856	5,087	5,317	5,547
	確保方策(延べ人数)			4,626	4,856	5,087	5,317	5,547
	確保方策(実施か所数)			11	11	11	11	11
妊産婦健康診査	量の見込み(延べ回数)			1,628	1,611	1,594	1,578	1,562
	確保方策(延べ回数)			1,628	1,611	1,594	1,578	1,562
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(実人数)			128	124	120	116	110
	確保方策(実人数)			128	124	120	116	110
養育支援訪問事業	量の見込み(実人数)			5	5	5	5	5
	確保方策(実人数)			5	5	5	5	5
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)	量の見込み(開催回数)			5	5	5	5	5
	確保方策(開催回数)			5	5	5	5	5
子育て短期支援事業	量の見込み(延べ人数)			12	12	11	11	11
	確保方策(延べ人数)			14	14	14	14	14
一時預かり事業(幼稚園型)	量の見込み(延べ人数)			1,808	1,880	1,936	1,974	1,993
	確保方策(延べ人数)			2,474	2,474	2,474	2,474	2,474
一時預かり事業(幼稚園型以外)	量の見込み(延べ人数)			142	149	154	158	161
	確保方策(延べ人数)			207	207	207	207	207
延長保育事業	量の見込み(実人数)			102	103	104	105	106
	確保方策(実人数)			328	328	328	328	328

区 分		年 度	R7	R8	R9	R10	R11
病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)	量の見込み(延べ人数)		260	252	245	238	230
	確保方策(延べ人数)		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	量の見込み(人)		356	344	333	313	303
	確保方策(人)		370	370	370	370	370
放課後児童健全育成事業 (放課後子ども教室)	確保方策(利用定員)		250	250	250	250	250
	確保方策(実施回数)		88	88	88	88	88
	確保方策(実施か所数)		4	4	4	4	4
産後ケア事業	量の見込み(延べ日数)		43	43	43	43	43
	確保方策(延べ日数)		43	43	43	43	43
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	量の見込み(人)		20	20	20	20	20
	確保方策(人)		20	20	20	20	20
妊婦のための支援給付・ 妊婦等包括相談支援事業	量の見込み(延べ回数)		354	384	372	360	348
	確保方策(延べ回数)		354	384	372	360	348

基本目標 2 子どもの健やかな成長を促す支援

- 命の大切さや子どもを産み育てること、家庭の大切さを理解できる子どもへと成長していけるよう、保育所(園)や学校等と連携を図りながら、社会性や豊かな人間性を持った次代の親としての成長を支援していきます。
- 教育・保育に関する専門性を有する指導主事・教育アドバイザーを配置し、地域の特性を活かしながら、家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるような環境づくりに努めます。

事業一覧

- 地域家庭教育推進事業
- 情報教育推進事業
- 小学校と中学校の情報交換会
- 教育支援センター事業
- きめ細かな指導の充実
- 部活動での外部指導者の活動
- コミュニティ・スクールの推進
- 外部人材の活用
- 地域交流推進事業の実施
- おはなしの会の開催
- ブックスタート事業
- セカンドブック事業
- 絵本となかよし事業
- 青少年環境改善事業
- 地域安全活動推進事業
- スポーツ少年団支援事業
- 町立学校体育施設開放事業
- 子どもの居場所づくり事業
- 教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保

基本目標 3 親子の健康の確保及び増進

- 妊娠期に始まる母子の健康づくりは、出産、子育てを経て、学齢期、青年期に至るまで切れ目なく続いていく必要があります。
- 心身の健全な発育・発達ができるよう、一人ひとりの子どもの成長に合わせた支援体制づくりを目指します。

事業一覧

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| ● 母子健康手帳の交付 | ● 妊産婦医療福祉費支給事業 |
| ● 妊産婦・乳児健康診査 | ● パパママ教室 |
| ● 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) | ● 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・5歳児健康診査 |
| ● 産前・産後サポート事業 | ● 健康相談・電話相談 |
| ● 歯科保健指導事業(幼児歯科検診) | ● 未熟児養育医療 |
| ● 各種予防接種 | ● 食育推進事業 |
| ● 育児相談事業 | ● 小児医療福祉費支給事業 |
| ● 一般健康診査及び各種がん検診 | |

基本目標 4 子育てにやさしい生活環境の整備

- 多くの家庭が共働きという中で、家庭と仕事のバランスを取ることが求められています。また、子どもは親だけではなく、地域のさまざまな大人と関わり合うことで成長していきます。家庭や地域での教育力・子育て力を向上させることによって、子どもが地域の中で見守られながら、健やかに成長できる地域社会を目指します。
- 地域・行政・関係機関が一体となって、子どもが安全で安心して生活することができる地域環境づくりに努めます。

事業一覧

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ● 交通安全対策事業 | ● 小学生への防犯ブザーの配布 |
| ● 安全管理に関する取組 | ● 地域防犯対策事業 |
| ● 学校防犯対策推進事業 | ● 男女共同参画推進事業 |
| ● 「こどもを守る110番の家」等推進事業 | |

基本目標 5 個々の家庭の状況に応じたきめ細かな取組の推進

- 子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。
- 体罰によらない子育てを推進するとともに、地域の見守りや関係機関・団体等との連携を図りながら、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うための体制の充実に努めます。
- 子どもの貧困対策のための相談体制や経済的支援の充実に努めます。
- 「ノーマライゼーション」の理念のもと、医療的ケアが必要な児童等や外国につながる幼児等への支援及び教育の充実に努め、地域社会で安心して暮らせるように、総合的な施策を推進します。

事業一覧

- 要保護児童対策地域協議会
- 児童扶養手当支給事業
- ひとり親家庭医療福祉費支給事業
- 早期療育支援事業
- 保育所等訪問支援
- 保育所(園)・幼稚園の障がい児受入事業
- 特別児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当の支給
- 在宅重度心身障害児福祉手当の支給
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 障害児相談支援
- 外国につながる幼児等への支援及び教育の充実
- 不妊治療費助成事業

基本目標 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な支給を行います。

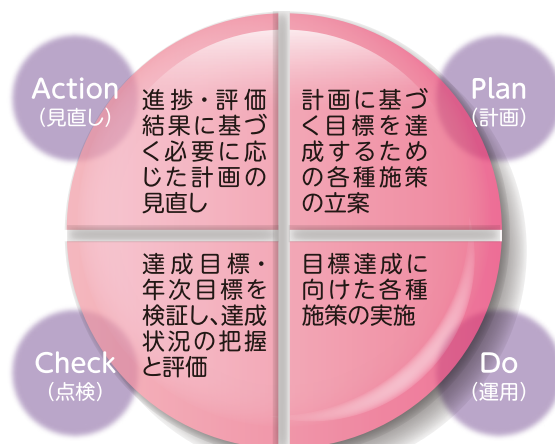
計画の推進体制と進捗管理

- 本計画の推進に当たっては、庁内関係各課と連携しながら、事業実施に伴う調整や毎年度の計画の進捗状況の把握と検討、評価、計画の見直しを行います。
- 町民や関係団体、関係機関からなる「茨城町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画の進捗状況の把握と検討を行います。

■ 連携による推進体制



■ PDCAサイクルによる進捗管理



教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

- 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業を行う者が相互に連携し、協働しながら本町の実情に応じた取組を推進します。
- 認定こども園、幼稚園及び保育所(園)と小学校等で、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保することに努め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ります。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上

【公立の教育・保育施設の役割】

- 公立の教育・保育施設は、職員に対する研修機能、教育施設間の連携事業の実施や連絡調整等、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応等、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を有します。

【私立の教育・保育施設の役割】

- 私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

【全ての家庭への子育て支援の充実】

- 全ての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業など既存事業の充実を図るとともに、子育てに関する情報提供、相談・助言等を行う利用者支援事業を推進します。

教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

- 教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。
- 教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容などの支援を提供します。

認定こども園、幼稚園及び保育所(園)と小学校等との連携方策

- 認定こども園、幼稚園及び保育所(園)から小学校への円滑な接続を図るため、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士等の交流事業等を実施し、就学に関する情報の共有を推進します。

茨城町 第3期子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月

発行 茨城町 保健福祉部 こども課
編集 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1037番地1
TEL 029-292-1111(代表)
町ホームページ <https://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/index.html>